

新型コロナウイルスの主な支援策



上記 QR コードで
連合富山のホーム
ページからダウン
ロードできます

企業・事業者が対象

給付・支給

雇用調整助成金 (特別措置の拡充)

休業手当の最大全額
日額上限 15,000 円
月額上限 330,000 円

新型コロナウイルスの影響により業績が悪化したなどの理由によって、休業手当を支給して従業員を休ませた事業主。特例適用期間を9月末まで延長し、解雇を行わない中小企業には全額支給。



厚生労働省
ホームページ

拡充

特例以外の場合	緊急対応機関（4月1日～9月30日）
経済上の理由により、事業活動の縮小を余儀なくされた事業主	新型コロナウイルス感染症の影響を受ける事業主（全業種）
生産指標要件（3ヶ月10%以上低下）	生産指標要件緩和（1ヶ月5%以上低下）
被保険者が対象	雇用保険被保険者でない労働者の休業も助成金の対象
助成率 中小：2/3 大企業：1/2	中小：4/5 大企業：2/3 ※解雇等を行わない場合 中小：10/10 大企業：3/4
計画届は事前提出	計画届の事後提出を認める（1月24日～9月30日）
1年のクーリング期間が必要	クーリング期間を撤廃
6か月以上の被保険者期間が必要	被保険者期間要件の撤廃
支給限度日数 1年100日、3年150日	同左＋上記対象期間
短時間の一斉休業のみ	短時間休業の要件の緩和
休業規模要件 中小：1/20 大企業 1/15	休業規模要件の緩和 中小：1/40 大企業 1/30
教育訓練が必要な被保険者に対する教育訓練助成率 中小：2/3 大企業 1/2 加算額 1,200 円	助成率 中小：4/5 大企業 2/3 ※解雇等を行わない場合 中小：10/10 大企業 3/4 加算額 中小：2,400 円 大企業 1,800 円

持続化給付金

中小企業等に最大 200 万円
個人事業者に最大 100 万円
(フリーランスを含む)

農業、漁業、製造業、飲食業、小売業、作家・俳優業など幅広い業種で、事業収入（売上）を得ている法人・個人の方が対象。



経済産業省
ホームページ

持続化補助金

小規模事業者に最大 150 万円
最大 100 万円までを最大 3/4 補助
最大 50 蔓延を定額補助

商工会議所の管轄地域内で事業を営んでいる「小規模事業者」及び、一定の要件を満たした特定非営利活動法人。



全国商工会連合会
ホームページ

家賃支援給付金

中小企業等最大 50 万円／月
個人事業者最大 25 万円／月
(6ヶ月分を給付)
※複数店舗所有の場合は上限超過 1/3 で最大倍額

5～12 月の期間で次のいずれかに該当するテナント事業者。
○5～12 月のうち、1 か月の売上高が前年同月比で 50%以上減少
○連続する 3 か月の売上高が前年同月比で 30%以上減少

小学校休業等対応支援金 (労働者を雇用する事業主の方向け)

賃金相当額
上限は 1 日 8,330 円
※4月1日以降に取得した
休暇は上限 1 日 15,000 円)

小学校等が臨時休業等した場合等に、子どもの世話をを行うために、労働基準法上の年次有給休暇とは別途、有給（賃金全額支給）の休暇を取得させた事業主。対象期間は 2 月 27 日～9 月 30 日まで。



厚生労働省
ホームページ

個人・世帯が対象

給付・支給

特別定額給付金

**1 人あたり
10 万円**

基準日（2020 年 4 月 27 日）に、住民基本台帳に記録されている方。



総務省
ホームページ

子育て世帯への 臨時特別給付金

**子ども 1 人
1 万円**

2020 年 4 月分（3 月分を含む）の児童手当（本則給付）の受給者。

お問い合わせは、お住いの市町村の「子育て世帯への臨時特別給付金」窓口

新型コロナウイルス感染症対応 休業支援金

休業手当が支給されない方
日額上限 1 万 1 千円
月額上限 33 万円

休業させられても企業から休業手当が支給されない中小企業の労働者の方。

お問い合わせ先や
ホームページ等は
準備中

ひとり親世帯 臨時特別給付金

**児童扶養手当受給世帯に
5 万円
第 2 子以降は 3 万円を加算**

子育て負担の増加や収入の減少に対する支援を行うため、所得が低く、児童扶養手当を受給しているひとり親世帯。



厚生労働省
ホームページ

緊急包括支援金の 拡充

**慰労金として
最大 20 万円**

重要医療機関や受け入れ医療機関等の医療従事者や職員。その他医療機関で働く方には 5 万円を支給。

学生支援緊急給付金

大学・短大・高専
専門学校生等 1 人当たり
20 万円（住民非課税世帯の学生）
10 万円（上記以外の学生）

家庭から自立してアルバイト収入により学費等を賄っている学生等で、収入が減少し、大学等での就学の継続が困難になっている方。



文部科学省
ホームページ

高等教育の 修学支援新制度

**授業料等減免
＋給付型奨学金**

学費等支援が必要になった住民税非課税世帯・準ずる世帯の学生。



文部科学省
ホームページ

住居確保給付金

**原則 3 ヶ月
最長 9 ヶ月
家賃相当額**

休業等に伴う収入減少により、離職や廃業と同程度の状況に至り、住居を失うおそれが生じている方。



全国連絡先一覧

貸付

緊急小口資金・ 総合支援資金

**2 人以上の世帯で
最大 80 万円
単身世帯で最大 65 万円**

休業や失業等により収入の生活に困窮し、日常生活の維持が困難となっている世帯。

お問い合わせは相談コールセンター
0120-46-1999

お申込みはお住いの市区町村社会福祉協議会又はお近くの労働金庫

猶予

納税猶予 公共料金支払い猶予

**納税や公共料金の
支払いが困難な方**

新型コロナウイルス感染症の影響により、国税・地方税、電気・ガス・電話料金、NHK 受信料の支払いに困難な事情がある方に対しては、料金の未払いによる供給停止の猶予など、柔軟な対応。

国税 → 国税局猶予相談センターまで
地方税 → 各地方団体窓口まで
公共料金 → 各事業者まで

減免

国民健康保険、国民年金、 後期高齢者医療制度及び 介護保険の保険料(税)の減免等

**収入減で保険料が
払えない方**

一定程度収入が下がった方々等に対しては、国民健康保険、国民年金、後期高齢者医療制度及び介護保険の保険料(税)の減免や徴収猶予等が認められる場合がある。

国民健康保険料(税)について
⇒ お住いの市区町村の国民健康保険担当課
後期高齢者医療制度の保険料について
⇒ お住いの市区町村の後期高齢者医療担当課
介護保険料について
⇒ お住いの市区町村の介護保険担当課
国民年金保険料について
⇒ お住いの市区町村の国民年金担当課
又は年金事務所

貸付

セーフティネット保証

**別枠（最大 2.8 億円）
借入債務を保証**

【4号】
売上高が前年同月比▲20%以上減少の場合など、47 都道府県を対象に借入債務の 100%を保証。
【5号】
売上高が前年同月比▲5%以上減少の場合など、特に重大な影響が生じている業種について、借入債務の 80%を保証。

実質無利子・無担保融資

**元本返済の据え置き
最長 5 年**

都道府県等による制度融資を活用して、民間金融機関で売上げが前年同月比で 15%以上減少の中小企業、5%以上減少の個人事業主に最大 3,000 万円まで貸付。

お問合せ先

日本公庫 0120-154-505
商工中金 0120-542-711
民間金融 0570-783-183

猶予

国税・地方税 社会保険料等の納付猶予

**売上減で税金や
社会保険料の納付が困難**

2020 年 2 月以降の任意の期間（1 か月以上）において、事業等に係る収入が前年同期に比べ、概ね 20%以上減少し、一時に納付を行うことが困難である場合、猶予措置。

国税 → 国税局猶予相談センターまで
地方税 → 各地方団体窓口まで
社会保険料 → 管轄の年金事務所
富山労働局

減免

固定資産税・ 都市計画税の減免

**30～50%減少で 1/2
50%以上減少で全額減免**

事業収入が減少している中小企業者・小規模事業者※の 2021 年度の固定資産税・都市計画税を減免。

小学校休業等対応支援金 (委託を受けて個人で仕事をする方向け)

**1 日あたり 4,100 円
※4月1日以降は
7,500 円**

小学校等が臨時休業等した場合等に、子どもの世話をを行うために、契約した仕事ができなくなった個人で仕事をする保護者(個人事業主)。対象期間は 2 月 27 日～9 月 30 日まで。



厚生労働省
ホームページ

※本内容は 2020 年 6 月 12 日時点のものです。

※上記以外にも様々な支援策があります。また、制度内容に変更される場合があります。ご活用いただく際は、各省庁や県・自治体、各団体等のホームページでご確認ください。



労働に関するご相談は
「連合富山なんでも労働相談ダイヤル」へ

0120-154-052 (相談無料、秘密厳守)